

現行定款	改定案	備考
【定款変更案】2010.5.20	(新規 条番号)	
社団法人 日本循環器学会定款 (昭和56年4月16日設立許可) (昭和61年3月31日変更認可) (昭和62年2月12日変更認可) (平成5年10月26日変更認可) (平成12年3月1日変更認可) (平成18年7月13日変更認可)	公益社団法人 日本循環器学会定款 (平成〇年〇月〇日認定)	「公益社団法人」名を使用
第1章 総 則	第1章 総 則	
(名 称) 第1条 この法人は、社団法人日本循環器学会という。 2. この法人の英文名はThe Japanese Circulation Societyとする。	(名 称) 第 1 条 この法人は、 公益社団法人 日本循環器学会という。 2. この法人の英文名はThe Japanese Circulation Societyとする。	「公益社団法人」名称を使用
(事務所) 第2条 この法人は、事務所を京都府京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町599番地に置く。	(事務所) 第 2 条 この法人は、事務所を京都府京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町599番地に置く。	
(支 部) 第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。	(支 部) 第 3 条 この法人は、 社員総会 の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。	支部は社員選挙に関わるため
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業	
(目 的) 第4条 この法人は、循環器学に関する学理及びその応用の研究についての発表及び連絡、並びに知識の交換、情報の提供等を行うことにより、循環器学に関する研究の進歩向上を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。	(目 的) 第 4 条 この法人は、循環器学に関する学理及びその応用の研究についての発表及び連絡、並びに知識の交換、情報の提供等を行うことにより、循環器学に関する研究の進歩向上を図り、もって学術の発展 及び社会 に寄与することを目的とする。	公益性を意識して文言追加
(事 業) 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために 次の事業を行う。 1) 研究会、学術講演会の開催 2) 機関誌 (Japanese Circulation Journal) , 学術論文集, その他出版物の刊行 3) 研究及び学術調査 4) 内外の関連学協会等との連絡及び協力 5) 研究の奨励・助成及び研究業績の表彰	(事 業) 第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 I 公益目的事業 1) 循環器学の研究及び振興を目的とする事業 ①研究会・学術講演会の開催事業 ②学会学術誌、学術論文集、その他出版物の刊行事業 ③学術研究助成事業	具体的に記載

6) その他目的を達成するために必要な事業	④国際交流事業 2) 循環器医師の教育及び専門性の向上を目的とする事業 ①循環器専門医事業 ②循環器医師及びその他の医療関連業務従事者の教育・育成事業 3) 循環器診療の社会への普及啓発及び社会還元を目的とする事業 ①心臓移植等にかかる事業 ②社会への広報・啓発事業 4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 II 収益事業 1) 医師賠償責任保険等（団体保険）の取次ぎ業務	新規必須記載事項
第3章 会 員 (平成12年4月2日改定) (種 別) 第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した医師又は自然科学研究者 2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人	第3章 会 員 (会員の種別) 第 6 条 この法人の会員は、次のいずれかとする。 1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した者 2)準会員 この法人の目的に賛同して入会した、医師を除く医療関連業務従事者 3)名誉会員 この法人の発展に多年著しい功労のあった者又は学識経験者で理事会において承認された者 4)国際名誉会員 この法人の発展および循環器学の領域において多年著しい功労のあった者で理事会において承認された者 5)特別会員 この法人の発展に多年功労のあった者または学識経験者で理事会において承認された者 6)賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した者または団体	重複して以下の会員になることはない 「医師又は自然科学研究者」を削除（誰でも入会可能） いわゆる「コメディカル会員」（対象を限定） ・別項をこちらに整理 ・評議員会は廃止 ・理事会追加 ・理事会承認 ・別項をこちらに整理 ・評議員会は廃止 ・理事会文言を一部修正
(入 会) 第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。	(入 会) 第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。	「代表理事」に変更
(入会金及び会費) 第8条 この法人の入会金は別の会費規程の定めるところによる。 2. この法人の会費は別の会費規程の定めるところによる。 3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。	(入会金及び会費) 第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員及び賛助会員は会費を支払う義務を負う。 2.この法人の入会金及び会費は定款施行細則の定めるところによる。 [削除] 3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。	会費納入義務を明記 金額は定款施行細則で定める
(名誉会員・特別会員)		

第9条	第9条 この法人の発展に多年功労のあった会員は、別に定めるところにより、名誉会員若しくは特別会員の称号を贈る。 2. 名誉会員及び特別会員は会費の納入を要しない。	(第6条に統合) (施行細則に移動)	施行細則に規定する
第10条	(資格喪失) 第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 1) 退会したとき。 2) 禁治産若しくは準禁治産、又は破産の宣告を受けたとき。 3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。 4) 除名されたとき。	第 9 条 (資格喪失) 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 1) 退会したとき。 2) 後見開始もしくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。 3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。 4) 除名されたとき。 5) 会費を2年以上滞納したとき。	現在の法律用語に修正 (除名) から移動
第11条	(退 会) 第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。	第 10 条 (退 会) 会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事宛に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。	がドラインにあわせた表現；任意退会とする
第12条	(除 名) 第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が除名することができる。 1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。 2) この法人の会員としての義務に違反したとき。 3) 会費を2年以上滞納したとき。	第 11 条 (除 名) 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決を経て、代表理事が除名することができる。 1) この定款その他の規則に違反したとき。 2) その他除名すべき正当な理由があるとき。 [削除] 2. 除名の手続きについては、別に社員総会で定めるところによる。	・評議員会を削除 ・「社員総会」に変更 範囲を広く設定 範囲を広く設定 詳細は別規程にて定める
		第 12 条 (処 分) 前条に定める除名を除く、会員の身分の制限に関する処分は、理事会の議決を経て、代表理事が処分することができる。 2. 処分の内容及びその手続きについては、別に理事会で定めるところによる。	新設 除名以外の処分について 詳細は別規程にて定める
第4章 社 員			
		第 13 条 (社員等) この法人の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）」（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員は、第6条に規定する正会員の中から選挙によって選出された者をもってこれに充てる。選挙を行うために必要な細則は定款施行細則において定める。 2. 社員の数は、200名以上300名以内とする。	・法令上の【社員】についての定め ・「推薦」は廃止 ・詳細は施行細則で定める

		3. 社員の任期は、選出後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 4. 社員が責任追及の訴え、社員総会決議取り消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間は、前項の規程にかかわらず、当該社員の任期は終了しないものとする。 5. 任期の満了前に退任した社員の補欠又は増員により選出された社員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。 6. この定款で定めた社員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した社員は、新たに選出された社員が就任するまで、なお社員としての権利義務を有する。 7. 正会員は、社員の選出に当たっては、等しく選挙権及び被選挙権を有する。ただし、65歳以上の正会員は被選挙権を持たない。 8. この法人の会員は、社員と同等の情報開示請求権を有する。	65歳定年制による
		第5章 社員総会	
第28条	(総会の構成) 第28条 総会は代表正会員420名をもって組織する。 2. 代表正会員は200名正会員代表と評議員198名及び役員22名とし、民法上の社員とする。	(社員総会の構成) 第 14 条 社員総会は、第13条に定める社員をもって構成する。 [削除]	構成を明確化 人数を確定できないので削除
第31条	(総会の議決事項) 第31条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 1) 事業計画及び収支予算についての事項 2) 事業報告及び収支決算についての事項 3) 財産目録及び貸借対照表についての事項 4) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会および評議員会で必要と認めるもの	(社員総会の権限) 第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。 1)社員の除名 2)理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 3)貸借対照表及び正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）の承認 4)定款の変更 5)解散及び残余財産の処分 6)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	総会権限の明示 がドラインにあわせた表記
第29条	(総会の招集) 第29条 総会は、この法人の最高議決機関であって、毎年1回理事長が招集する。 2. 臨時総会は、理事会又は監事が必要と認めたとき、理事長が招集する。 3. 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から、会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。	(社員総会の種類及び開催) 第 16 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種類とする。 2. 定時社員総会は、毎年1回開催する。 3. 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。	種類を明確化

		1) 理事会または監事が必要と認めたとき。 2) 社員現在数の5分の1以上から、会議に付すべき事項を示して社員総会の招集を請求されたとき。	
	(社員総会の招集) 第 17 条 社員総会は、代表理事が招集する。	2. 代表理事は、前項第3号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に社員総会を招集しなければならない。 3. 社員総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。 1) 社員総会の日時及び場所 2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項 3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨 4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨 5) その他法務省令で定める事項 4. 代表理事は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して、前項各号に掲げる事項を掲載した書面をもって、通知を発しなければならない。ただし、前項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の2週間前までに、当該事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。 5. 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。 6. 前5項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、第3項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、招集の手続きを省略することができない。	招集について、法定の内容を記載 新規追加 新規追加 前項に併せて必要な項目 代表理事が招集に同意しなくても社員が招集できる
(総会の議長) 第30条 第30条 総会の議長は、会長がこれにあたる。	(社員総会の議長) 第 18 条 社員総会の議長は代表理事とする。		・議長を「代表理事」に変更
	(社員総会の議決権) 第 19 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。		議決権を明確化
(総会の定足数等) 第32条 第32条 総会は、代表正会員の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き決議出来ない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、及び他の代表正会員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。 2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、代表正会員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	(社員総会の定足数及び決議) 第 20 条 社員総会は、社員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。 2. 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合、及び次項に定める場合を除き、総社員の半数以上であって、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。		委任については次条以降で規定 代理行使の議決権も含む

		3. 一般社団・財団法人法第49条第2項第1号及び第3号から第7号までにかかる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって決する。 4. 第2項及び第3項の場合において、議長は、社員として表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。	法律に定められた多数議決（第2号については34条に規定あり） 議長は通常表決に加わらない
	第 21 条	（議決権の代理行使） 社員は、他の社員を代理人として、社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本法人に提出しなければならない。 2. 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。 3. 第1項の社員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。	いわゆる「委任状」についての詳細を記載
	第 22 条	（書面及び電磁的方法による議決権の行使） 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載をした議決権行使書面を本法人に提出して行う。 2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。 3. 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間の終了日までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本法人に提供して行う。 4. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。	メール等による議決権行使を追加
	第 23 条	（決議及び報告の省略） 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 2. 代表理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。	決議の省略について追加
第33条	（会員への通知） 第33条 総会における議事要領及び議決した事項は、本会の機関誌に掲載し、全会員に通知する。 （議事録）	（会員への通知） 第 24 条 社員総会における議事要領及び議決した事項は、本会の学会学術誌に掲載し、全会員に通知する。 （社員総会議事録）	

第34条	第34条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。	第 25 条	社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成する。	会議の種類によって、署名者の種類や数が異なるため削除
第4章 役員、評議員、幹事及び職員 (平成12年4月2日改定)		第6章 役員、幹事及び職員 [削除]		評議員を削除
第13条	(役 員) 第13条 この法人には、次の役員を置く。 1) 理 事 17名以上20名以内（うち、理事長1名及び会長1名） 2) 監 事 2名又は3名	第 26 条	(役 員) この法人に次の役員を置く。 1) 理事 25名以上35名以内 2) 監事 1名以上3名以内	理事数を増員 最低1名となってもそのまま続けられるよう「以内」とする
第14条	(役員を選任) 第14条 理事及び監事は、別に定めるところにより、評議員会で選出し、総会で選任する。 2. 理事は、互選で理事長を定める。	第 27 条	(役員を選任) 理事及び監事は、別に定めるところにより、役員等選出委員会において社員から選出し、社員総会で選任する。 2. この法人の第13条第1項に定める一般社団・財団法人法上の代表理事は、理事の互選により選定する。 3. 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。	・評議員会は廃止 ・文言統一 ・「役員等選出委員会」を新設 ・「社員から」選出を明記 「理事長」を「代表理事」に変更 明文化
		第 28 条	(役員等選出委員会) 役員等選出委員会は、社員全員をもって構成する。 2. 役員等選出委員会は代表理事が招集し、代表理事が議長となる。	新規追加
		第 29 条	(役員等選出委員会の定足数等) 役員等選出委員会は、社員現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。 2. 役員等選出委員会の議事は、出席社員の過半数をもって決する。 3. 前項の場合において、議長は、社員として表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。 4. 役員等選出委員会においては、代理による出席または委任による投票は認めない。	新規追加
第15条	(理事の職務) 第15条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。 2. 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。	第 30 条	(理事の職務及び権限) 代表理事は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。 2. 代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。	事前の順序指定は不可

3. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。	3. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。 4. 理事は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上または4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	「または～」は必須記載事項
(監事の職務) 第16条 第16条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。 1) 法人の財産の状況を監査すること。 2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会、総会又は文部科学大臣に報告すること。 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。	(監事の職務及び権限) 第 31 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。 1) 法人の財産の状況を監査すること。 2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、社員総会または行政庁に報告すること。 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は社員総会を招集すること。 5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。	文言の整理 「不整」=整っていないこと
	(会計監査人の選任、職務、権限及び任期) 第 32 条 この法人に会計監査人1名を置く。 2. 会計監査人は、この法人に関し次に掲げる職務を行い、かつ、会計監査報告を作成しなければならない。 1) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査すること。 2) 会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めること。 3) その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告すること。 4) 定時社員総会において出席を求める決議があったときは、出席して意見を述べること。 5) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。 3. 会計監査人は、社員総会で選任する。 4. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。 5. 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該社員総会において再任されたものとみなす。	役員の追加に対応して新規追加
(役員の任期) 第17条 第17条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。	(理事及び監事の任期) 第 33 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。ただし、再任を妨げない。	会計監査人について任期が違うため修正

	2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。	2. 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3. 理事及び監事 は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。	順序を調整
第18条	(会 長) 第18条 会長は理事会の推薦により役員より定め、評議員会及び総会の承認を得て決定する。 2. 前条第1項の規定にかかわらず、会長の任期は1年とし、重任を認めない。	第 34 条 (会 長) 年次学術集会の会長 は、理事会の推薦により 理事から 選出し、 社員総会 で選任する。 2. 会長の任期は1年とし、重任を認めない。	監事からは選出しないことを明文化
第19条	(評議員) 第19条 この法人に評議員200名以上250名以内を置く。 2. 評議員は、別に定めるところにより会員より選出し、会長が任命する。 3. 評議員は、評議員会を組織し、総会に提出すべき重要会務について理事会の諮問に応じてこれを審議するほか、この法人の運営につき理事会及び評議員会で必要と認めた事項について答申又は助言する。 4. 評議員は、本法人の事業において発表される会員の研究に対し、厳正に審査を行う義務を負う。 5. 評議員の任期は4年とし、再任を妨げない。	[削除] [削除] [削除] [削除] [削除]	評議員＝新社員なので削除
第20条	(役員及び評議員の解任) 第20条 役員及び評議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び代表正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。 1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。 2) 職務上の義務違反その他、役員、評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。	第 35 条 (理事、監事及び社員の解任) 理事、監事及び社員は、社員現在数の4分の3以上による社員総会の議決により解任することができる。 [削除] [削除]	文言修正 社員総会権限の制限となるため削除
		第 36 条 (会計監査人の解任) 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。 1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 2) 会計監査人として相応しくない非行があったとき。 3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2. 前項による解任は、監事が2人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。 3. 第2項の規定により会計監査人を解任したときは、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、監事の互選によって定めた監事)は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。	新規条立て 会計監査人に関する追加
第21条	(役員及び評議員の報酬) 第21条 この法人の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。	第 37 条 (理事、監事および社員の報酬) この法人の理事、監事及び社員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。	文言修正

		2. この法人の理事、監事及び社員の退任に当たって、退職金等は支給しない。	追加
第22条 (幹事) 第22条 理事長は理事会の議決を経て幹事若干名を囑託し、この法人の日常の事務を分掌させることができる。 2. 幹事は、理事会の議決を経たときは、有給とすることができる。	第 38 条 (幹事) 代表理事は理事会の議決を経て幹事若干名を囑託し、この法人の日常の事務を分掌させることができる。 幹事は、理事会の議決を経たときは、有給とすることができる。		「代表理事」に修正
第23条 (職員) 第23条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。 2. 職員は、理事会の議を経て理事長が任免する。 3. 職員は、有給とする。	第 39 条 (職員) この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。 2. 職員は、理事会の議を経て代表理事が任免する。 3. 職員は有給とする。		「代表理事」に修正
	第7章 理事会 (理事会の構成) 第 40 条 理事会は、全ての理事をもって組織する。		
	(理事会の権限) 第 41 条 理事会は、次の職務を行う。 1) 本法人の業務執行の決定 2) 理事の職務の執行の監督 3) 代表理事の選定及び解職 4) 本法人の業務執行にかかる規則等の制定 2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 1) 重要な財産の処分及び譲り受け 2) 多額の借財 3) 重要な職員の選任及び解任 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 5) 本法人の業務の適正を確保するための体制の整備		理事会についての権限を明確 立法権を明記
第24条 (理事会の招集等) 第24条 理事会は、毎年3回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 2. 理事会の議長は、理事長とする。	第 42 条 (理事会の種類及び開催) 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。 2. 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。 3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 1) 代表理事が必要と認めたとき。		種類を明確化 回数上限は撤廃

	2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。 3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。 4) 第31条第3号の規定により監事から代表理事に対し理事会の招集の請求があったとき、又は同条第4号の規定により監事が理事会を招集するとき。	
	(理事会の招集) 第 43 条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その理事が招集する。 2. 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。 3. 理事会を招集するものは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面または電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。 4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。	招集手続きを明確化
	(理事会の議長) 第 44 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。	
(理事会の定足数等) 第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。 2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 3. 緊急を要し、臨時理事会を開催する日時がないときは、書面により理事の意見を求めることができる。ただし、事後に理事会の承認を求めるものとする。	(理事会の定足数等) 第 45 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。 2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。 3. 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。 4. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。	委任状出席は不可 議長は通常表決に加わらない 「持ち回り理事会」が認められなくなったため、現行法にあわせたものに修正
	(理事会への報告の省略)	

	第 46 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。 2. 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告については、適用しない。	新規事項
	(理事会議事録) 第 47 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。 2. 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 3. 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらねばならない。	議事録署名人が「監事」となる
(評議員会の招集等) 第26条 評議員会は、毎年1回総会に先立って、会長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は評議員現在数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。	[削除]	「評議員会」を廃した場合には不要
(評議員会の定足数等) 第27条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。 2. 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 3. 緊急を要し、臨時評議員会を開催する日時がないときは、会長は理事長の同意を得て、書面により、評議員の意見を求めることができる。ただし、事後に評議員会の承認を得るものとする。	[削除] [削除] [削除]	
第6章 学術集会及び委員会	第8章 学術集会及び委員会	
(学術集会) 第35条 この法人は、毎年、学術集会を開催し、会長がこれを主宰する。 2. 前号によるもののほか、あらかじめ理事会の議決を経たときは、地方学術集会、学術研究会議を開催することができる。 3. 学術集会についての規程は、別に定める。	(学術集会) 第 48 条 この法人は、毎年、学術集会を開催し、会長がこれを主宰する。 2. 前号によるもののほか、あらかじめ理事会の議決を経たときは、地方学術集会、学術研究会議を開催することができる。 3. 学術集会についての規程は、定款施行細則に定める。	・詳細は施行細則で定める
(委員会)	(委員会)	

第36条	第36条 この法人には、必要に応じ、委員会を置くことができる。 2. 委員会についての規程は別に定める。	第 49 条 代表理事は、本法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。 2. 委員会についての規程は、定款施行細則に定める。	「理事会の決議を経て」を追加 ・詳細は施行細則で定める
第7章 資産及び会計		第9章 資産及び会計	
第46条	(会計年度) この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第 50 条 (事業年度) この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	
第37条	(資産の構成) 第37条 この法人の資産は、次のとおりとする。 1) 設立当初の財産目録に記載された財産 2) 入会金及び会費 3) 資産から生ずる収入 4) 事業に伴う収入 5) 寄付金品 6) その他の収入	第 51 条 (資産の構成) この法人の資産は、次のとおりとする。 1) 設立当初の財産目録に記載された財産 2) 入会金及び会費 3) 資産から生ずる収入 4) 事業に伴う収入 5) 寄付金品 6) その他の収入	
第38条	(資産の種別) 第38条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産 2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産 3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。	第 52 条 (資産の種別) この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産 2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産 3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。	
第39条	(資産の管理) 第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金にするなど、確実な方法により、理事長が保管する。	第 53 条 (資産の管理) この法人の財産は、代表理事が管理するものとし、その方法は、理事会の議決を経て別に定める規定による。	「規定による」ことを追加 ・詳細は別規定で定める
第40条	(基本財産処分の制限) 第40条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経、また正会員には機関誌にて公告し、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。	第 54 条 (基本財産処分の制限) 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び社員総会の議決を経た上で、会員には学会学術誌にて公告し、その一部に限り、これらの処分をすることができる。	・評議員会を削除 ・行政庁の承認を削除
第41条	(経費の支弁) 第41条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。	第 55 条 (経費の支弁) この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。	

	(特定費用準備資金の管理) 第 56 条 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）（以下「公益法人認定法」という。）に定める特定費用準備資金の管理は別途、理事会で定める手続きによる。	定款で定めることにより便宜あり
第42条 (事業計画及び収支予算) 第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合 2. 前項の規定にかかわらず、やむをえない事情により、会計年度開始前に評議員会又は総会を開くことができないときは、それらの議決を省略することができる。この場合においては、翌会計年度開始後最初に開かれる評議員会又は総会において、これらにかかわる承認を得なければならない	第 57 条 (事業計画及び収支予算) この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の承認に基づき、予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。 3. 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。 4. 代表理事は、第1項に規定する事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。	主官庁を削除 暫定予算について追加（決議の省略は認められない）
第43条 (収支決算) 第43条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会、評議員会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、やむをえない事情により、会計年度終了後3月以内に評議員会又は総会を開くことができないときは、それらの承認を省略することができる。この場合においては、その後最初に開かれる評議員会又は総会において、これらにかかわる承認を得なければならない。	第 58 条 (収支決算) この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事は、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。 [削除] 2. 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、監事及び会計監査人の監査を受け、事業報告及びその附属明細書については監事の監査を受け、これらにつき理事会の承認を受けなければならない。 3. 代表理事は、前項の監査を受けた計算書類、事業報告及び財産目録を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。 4. 前項の規定により定時社員総会に提出され、又は提供された計算書類並びに財産目録は、定時社員総会の承認を受けなければならない。ただし、これらの計算書類及び財産目録が法令及び定款に従い、本法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、代表理事は、計算書類並びに財産目録書の内容を定時社員総会に報告すれば足りる。 5. 代表理事は、第3項の規定により定時社員総会に提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。	計算書類を修正；主官庁を削除 新法人制度では認められないため削除。 監査について追加 総会承認について書き直し

	3. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決、評議員会及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。	6. 代表理事は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に計算書類並びに財産目録を行政庁に提出しなければならない。 7. 本法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく計算書類を公告しなければならない。 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び定時社員総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。	主官庁への提出について修正（認定法22条） 公告について追加
（長期借入金） 第44条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。	（長期借入金） 第 59 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。 2. この法人が重要な財産の処分又は譲り受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。		主官庁を削除
（新たな義務の負担等） 第45条 第40条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。	（新たな義務の負担等） 第 60 条 第54条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。		評議員会を削除
第8章 定款の変更及び解散 （平成12年4月2日改定） （定款の変更） 第47条 この定款は、理事現在数、評議員現在数の各々の4分の3以上及び代表正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。ただし、第2条（事務所）及び第8条（入会金及び会費）を変更しようとするときの総会の定足数及び議決の方法は、第32条の規定によるものとする。また、正会員には会告にて通知するものとする。	第10章 定款の変更及び解散 （削除） （定款の変更） 第 61 条 この定款は、理事現在数の4分の3以上による決議の上、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。 2. 前項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。		・評議員会を削除 ・文言整理 届出義務（認定法13条）
（解 散） 第48条 この法人の解散は、理事現在数、評議員現在数及び代表正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。また、正会員には会告にて通知するものとする。	（解 散） 第 62 条 この法人は、次の各号に定める事由により解散するほか、理事現在数の4分の3以上による決議の上、社員総会において、総社員の議決権の4分の3以上の多数による決議により解散することができる。 1)社員が欠けたこと 2)合併（合併により本法人が消滅する場合に限る。） 3)破産手続開始の決定		・現行法に合わせて修正（解散事由を列挙） ・評議員会を削除 法令用語のまま

	4) 本法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り本法人に回復できない損害が生じ又は生ずるおそれがあるとき、あるいは本法人の財産の管理又は処分が著しく失当で本法人の存立を危うくするときであって、かつやむを得ない事由があり、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員が訴えをもって本法人の解散を請求した裁判が命じた解散	
(残余財産の処分) 第49条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数、評議員現在数及び代表正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。また、正会員には会告にて通知するものとする。	(残余財産の処分) 第 63 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 2. 本法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益法人認定法第30条第2項に定める公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、前項に掲げる法人等に贈与するものとする。	・ 認定取り消しの場合を追加
第9章 補 則	第11章 その他 (公告) 第 64 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	必須記載事項; 掲示板を新たに設置
(書類及び帳簿の備付等) 第50条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。 1) 定 款 2) 会員の名簿 3) 役員及びその他の職員の名簿並びに履歴書 4) 財産目録 5) 資産台帳及び負債台帳 6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 7) 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類 8) 処務日誌 9) 官公署往復書類 10) その他必要な書類及び帳簿	(書類及び帳簿の備付等) 第 65 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。 1) 定款 2) 会員及び社員の名簿 3) 理事及び監事の名簿 4) 理事及び監事の報酬などの支給の基準を記載した書類 5) 事業報告及びその附属明細書 6) 財産目録 7) 計算書類ならびにその附属明細書 8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 9) 監査報告及び会計監査報告 10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 11) 処務日誌 12) 官公署往復書類 13) その他必要な書類及び帳簿	社員を追加 雛形に併せて修正 // // // // // //

2. 前項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号の書類は永年、第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。	2. 前項第3号から第10号までの帳簿及び書類は5年以上、その他の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。 3. 第1項第1号から第7号並びに第9号から第10号までの書類については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	雛形に併せて修正 一般の閲覧を追加
(細 則) 第51条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、別に定める。	(細則) 第 66 条 この定款の施行についての細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、別に定める。	評議員会を削除
附 則 1. この定款は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。 2. 第46条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可の日から昭和57年3月31日までとする。 3. 従来日本循環器学会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。 4. 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。（以下理事、監事名略） 5. この定款は平成12年4月2日より施行する。	附則 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2. 公益社団法人設立登記時の代表理事は〇〇〇〇、会計監査人は〇〇〇〇とする。 3. 附則第1項の法律に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の定めにかかわらず、解散の当期の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 4. 1) 第26条、第27条及び第33条の規定に関わらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。 理事 〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇 2) 前記第1項に定める理事及び監事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。ただし、再任を妨げない。	モデル定款に併せて修正 最初の会計監査人を追加 文言整理 設立時役員の明記 設立時役員の任期を明記